

平成27年3月11日
農林水産部農村振興課

東日本大震災の復旧・復興事業実施期における
積算基準及び設計単価の適用年期日の改定について

平成25年5月7日以降に公告又は指名通知を行う工事について適用している「東日本大震災の復旧・復興事業実施期における積算基準及び設計単価の適用年期日について」について、下記のとおり一部改定しました。

記

1 改定内容

1 対象工事(2)「平成25年5月7日から平成27年3月31日までに公告または指名通知を行う工事」を、「平成25年5月7日から平成28年3月31日までに公告又は指名通知を行う工事」と改める。